

## 火災や風雪水害で被害を受けられた方へ

火災や風雪水害などで住宅等に被害を受けた方は、次のような手続きが必要となる場合がありますので、ご確認ください。

また、状況に応じ救済・支援措置を受けることができます。詳しくは、担当課(係)又は関係機関へお問い合わせください。

### ◆り災証明書の発行

各種の救済・支援措置等を受ける場合、「り災証明書」が必要になる場合があります。

項目	担当課等	電話番号	対象	内容	手続・必要書類等
り災証明書の発行 【風雪水害の場合】	市役所税務課 資産税担当	274-8546	自然災害によって生じた被害(家屋の損壊や床上浸水等)に関する証明書です。	災害により受けた被害程度が記入された証明書です。	詳しくは担当窓口にお問合せください。
り災証明書の発行 【火災の場合】	甲府南消防署 (1階) 警防担当	233-1490	火災によって生じた被害(家屋の損壊等)に関する証明書です。	火災により受けた被害程度が記入された証明書です。	・手続 事前に、甲府南消防署へお問合せください。 ・必要書類 身分証明書、印鑑 委任状(三親等未満は不要)

### ◆市役所で手続きするもの

項目	担当課・係	電話番号	対象	内容	手続・必要書類等
固定資産税(土地・家屋)の減免	税務課 資産税担当	274-8546	市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産(条例71条)	被害の程度に応じて税額を減免します。	詳しくは担当窓口へお問合せください。
軽自動車の課税保留等	税務課 市民税(軽自動車税)担当	274-8546	火災又は自然災害により軽自動車等としての機能を失ったもの(要綱第3条第1項第2号)	課税取消	詳しくは担当窓口へお問合せください。
市税の徴収猶予	税務課 収納担当	274-8548	災害その他やむを得ない理由により、納付若しくは納入が困難な方(条例18条の2)	災害その他やむを得ない理由による場合、納付若しくは納入期限を延長する。(条例18条の2)	詳しくは担当窓口へお問合せください。
国民健康保険料の徴収猶予・一部負担金の減免	保険課 国民健康保険担当	274-8545	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産(生活用及び事業用)に損害を受け、又は農作物の不作により収入が著しく減少したとき	被害の程度に応じ、又は前年度農業所得金額の10分の5以下の場合に減免します。	り災証明書
介護保険料の減免・徴収猶予・利用者負担額の減免	高齢介護課 介護保険担当	274-8556	火災・自然災害等	一定期間、保険料の減免・徴収が猶予されます。	詳しくは担当窓口へお問合せください。

<b>後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予・一部負担金の減免</b>	保険課 高齢者医療年金担当	274-8545	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと	被保険者又はその属する世帯の世帯主に対し、対象理由が消滅するまで、保険料の減免もしくは猶予されます。	詳しくは担当窓口へお問合せください。
<b>国民年金保険料の免除</b>	保険課 高齢者医療年金担当	274-8545	財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき。	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者所有の財産が損害を受けた時に保険料の免除が受けられます。	詳しくは担当窓口へお問合せ下さい。
<b>保育所保育料の減免</b>	子育て支援課 保育担当	274-8557	震災、火災、風水害等	保育料を減免します。	り災証明書
<b>児童生徒の就学に必要な費用の援助</b>	教育総務課 学校教育担当 (田富庁舎)	274-8521	天災その他特別の事情により市町村民税、固定資産税の減免を受けている方	学校給食費及び学用品費等を援助します。	詳しくは担当窓口へお問合せください ・就学援助支給申請書 ・減免の決定通知書の写し
<b>消毒に関する相談</b>	環境課 生活環境担当	274-8543	床上・床下浸水をした世帯	消毒方法に関する相談受付	詳しくは担当窓口へお問合せください。
<b>市営住宅の一時使用</b>	建設課 土木管理担当	274-8553	災害による住宅の滅失	中央市営住宅第5条(1)により、公募を行わず、市営住宅に入居することができます。	通常の入居手続きと同じ
<b>上水道の手続き</b>	水道課	274-8554	被災住宅等で漏水が発生した場合、条例に基づき漏水分を考慮した料金算定を行います。被災住宅等の水道を使用しない場合は、使用中止届を提出してください。		詳しくは担当窓口へお問合せください。 ※玉穂地区の方は、甲府上下水道局へお問合せください。
<b>下水道の手続き</b>	下水道課	274-8555	被災住宅等の下水道を使用しない場合は、休止又は廃止等の手続きをしてください。		詳しくは担当窓口へお問合せください。

通知カードの再発行	市民課	274-8541	天災その他の本人の責によらない場合	再交付手数料なし	<p>・手続き 「通知カード紛失届」と「通知カード再交付申請書」を提出 受取りまで2～3週間要す。</p> <p>・必要書類 ※1 本人の写真が貼付されている公的証明書(運転免許証・パスポート・住基カード等)、又は「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの2点(健康保険証・年金手帳・診察券等)・印鑑・罹災証明書(コピー可) ※2 世帯主又は同一世帯員が他の世帯員の再交付申請をする場合、15歳以上の者については委任状の提出が必要です。</p>
個人番号カードの再発行	市民課	274-8541	天災その他の本人の責によらない場合	再交付手数料なし	<p>・手続き 当課へ「個人番号カード紛失・廃止届」を提出。「個人番号カード交付申請書」を交付しますので郵送で地方公共団体情報システム機構へ申請する。 カードは地方公共団体情報システム機構で作成され、市役所に届きます。「交付通知書」(ハガキ)が届いたら交付通知書に記載されている庁舎で交付します。 ※受取りまで3～4週間要す。</p> <p>・必要書類 ※1 本人の公的証明書等(上欄と同じ)</p>

印鑑登録証の再発行	市民課	274-8541	対象外	再交付手数料 300円	<p>・手続き 当課で「印鑑登録証亡失届」と「印鑑登録申請書」を提出。</p> <p>・公的証明書(運転免許証・パスポート・住基カード等)がある場合、または中央市に住民登録があり既に印鑑登録をしている方が保証人となる場合は即日交付します。</p> <p>・公的証明書がなく、保証人もいない場合は「照会書」を住民票の住所地へ送付しますので届いたら再度市民課へ来課してください。</p> <p>・必要書類 ※1 本人の公的証明書等(上欄と同じ)</p>
中小企業の経営に関する相談	商工観光課 (豊富庁舎)	274-8582	火災・自然災害等	中小企業の経営、融資などの各種相談をお受けします。	

#### ◆見舞金、物資提供等

被災により死亡や重傷など人的被害があったときは、見舞金や資金貸付等の支援措置を受けられる場合があります。

項目	担当課・係	電話番号	対象	内容	手続
弔慰金	福祉課 社会福祉担当	274-8544	小災害(火災・風水害等)	小災害で亡くなった方のご遺族に支給されます。 支給金額 10,000円	福祉課を通して、日本赤十字社山梨県支部へ申請します。
赤十字救援物資配布	福祉課 社会福祉担当	274-8544	・大規模災害 ・小災害(火災・風水害等)	火災等により、日常生活用品が使用できなくなった場合に、日赤の日常生活用品を支給します。	福祉課を通して、日本赤十字社山梨県支部へ申請します。
災害見舞金 (共同募金)	社会福祉協議会 共募中央市支会担当 (玉穂総合会館)	274-0294	小災害(一般民家)	○全焼・全壊・埋没 10,000円 ○半焼・半壊・床下浸水 5,000円  一般民家で天災地変又は非常災害をこうむった罹災世帯に対し見舞金を贈ります。	担当職員が新聞記事を添付し、県共募へ申請します。

◆所得税、県税の救済・支援措置については、次の機関へお問い合わせください。

項目	関係機関	電話番号	対象	内容	手続・必要書類等
雑損控除	甲府税務署	(055)- 254-6105	火災・自然災害等	所得税の全部または一部を 軽減することができます。	詳しくは税務署へお問合 せください。
県税の軽減(個人事業 税・不動産取得税)	総合県税事務 所	(055)- 261-9111	火災・自然災害等	全部または一部を軽減する ことができます。	詳しくは県税事務所へお 問合せください。
自動車税の軽減	自動車税セン ター	(055)- 262-4662	火災・自然災害等	全部または一部を軽減する ことができます。	詳しくは自動車税セン ターへお問合せくださ い。